

(仮称) 四万十町人権尊重のまちづくり条例素案 (変更第1案)

(前文)

日本最後の清流といわれる四万十川が流れ、海・山・川の自然が美しいまち四万十町は、日本の原風景にたとえられ、豊かな自然にはぐくまれた多彩な文化や歴史のなかで、季節感があって大らかでぬくもりのある暮らしは、相手を思いやり、人と人とのつながりを大切にする温かで豊かな心を育んできました。

私たち、すべての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を持っています。日本国憲法や世界人権宣言でも基本的人権の尊重を大きな柱として掲げています。

世界は今、「SDGs」(エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標)と呼ばれる目標で、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、ジェンダー平等の実現や人や国の不平等をなくし差別のない社会の実現を目指して動いています。

この四万十町人権尊重のまちづくり条例は、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、すべての人の人権が尊重され、だれも傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指し、制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、全ての町民の人権が尊重されるために基本理念を示し、町・町民・団体の責任と役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るために必要なことを定め、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、誰もが生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとします。

- (1) 町民 町の区域内(以下「町内」という。)に居住、勤務、在学及び滞在する者。
- (2) 団体 町内に事務所又は事業所を有し、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う団体。
- (3) 関係機関等 国、高知県、警察署、他自治体、人権の啓発、教育及び相談等に関わる活動を行う団体等。

(基本理念)

第3条 町民は、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。

- 2 町民は理由の有無にかかわらず、人権を侵害する行為を行いません。
- 3 全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、人権が尊重され明るく

住みよいまちを目指したまちづくりを行います。

(町の責任)

第4条 町は、町民一人ひとりを個人として尊重するとともに、基本理念にのっとり、町民や団体等の人権尊重の意識を高めるとともに、必要な人権に関する施策を積極的に推進します。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、お互いに尊重し、お互いの権利を守るとともに、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力します。

(団体等の役割)

第6条 町で様々な活動を行う団体等は、基本理念にのっとり、活動にかかわる者の権利を守り、人権尊重の意識を高めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力します。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を進めるとともに、人権に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、推進体制の充実に努めるものとします。

2 町長は、基本計画の策定や変更にあたっては、あらかじめ「四万十町人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴かなければなりません。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者に人権が身近なものとなるよう、関係機関と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めます。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 町は、あらゆる人権問題を気軽に相談でき、必要な支援が行えるよう、相談及び支援体制の充実に努めます。

(審議会)

第10条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定めます。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

(仮称) 四万十町人権尊重のまちづくり条例素案 変更第2案

(前文)

四万十町は、日本最後の清流といわれる四万十川が流れ、山・川・海の自然に恵まれて多彩な文化と歴史を併せ持ち、日本の原風景にたとえられます。

私たちは、この豊かな自然が生み出す恵みを受けて生きており、季節感があって大らかでぬくもりのある暮らしは、温かで豊かな心を育み、相手を思いやり、人と人とのつながりを大切にする文化が根付いています。

「四万十町まちづくり基本条例」において、私たち一人ひとりが、この思いを大切にし、支え合いながら暮らしていくこと、そして「人と自然が元気な町」を目指して、町民主体の協働によるまちづくりを行うことを決意しました。

世界は今、「SDGs」(エス・ディー・ジーズ)と呼ばれる、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、ジェンダー平等の実現や人や国の不平等をなくし差別のない社会の実現を目標に動いています。

すべての人間は、だれもが、かけがえのない存在として尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。この基本的人権は、いかなる理由があっても侵害されるものではありません。

この条例は、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、すべての人の人権が尊重され、だれも傷つけない、誰も傷つけない、そして誰もが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指し、制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを進め、町民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町の区域内(以下「町内」という。)に居住、勤務、在学及び滞在する者をいいます。
- (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 町民は、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有しています。

- 2 町民は、理由の有無にかかわらず、人権を侵害する行為を行いません。
- 3 町民の基本的人権は、公共の福祉に反しない限り、町政の上で、最大限の尊重を必要とします。

(町の責務)

第4条 町は、町民一人ひとりを個人として尊重するとともに、前条に定める基本理念にしたがって、必要な人権施策を積極的に推進します。

(町民の役割)

第5条 町民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守るとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動にかかわる者の権利を守り、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

(具体的取組)

第7条 町は、下記の事項について具体的に取り組むため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

(1) 子どもの人権を守ります。

(2) 高齢者の人権を守ります。

(3) 女性の人権を守ります。

(4) 障害を持つ方の人権を守るとともに、偏見や差別をなくします。

(5) 外国人、民族、社会的身分の違いを理由とした偏見や差別をなくします。

(6) 学校、職場、地域からいじめやハラスメントをなくします。

(7) 体の性と心の性の違いを理由とした偏見や差別をなくします。

(8) 町民及び事業者に人権が身近なものとなるよう、人権教育と、人権啓発を行います。

(9) あらゆる人権問題を気軽に相談でき、必要な支援が行えるよう、相談及び支援体制を整備します。

(10) 前各号の他、社会情勢の変化等に伴って現れた人権課題に取り組みます。

2 町長は、基本計画の策定にあたっては、あらかじめ第8条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければなりません。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(審議会)

第8条 町は、人権尊重のまちづくりの取組について必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。